

建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱い

第1 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「政令」という。）の施行並びに公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の制定（閣議決定）に伴い、町が発注する建設工事の入札及び契約に関する情報を公表するとともに、透明性の確保、公正な競争の促進、不正行為の排除の徹底及び適正な施行の確保に努めることを目的とする。

第2 発注の見通しに関する事項の公表

1 対象工事

当該年度に発注することが見込まれる工事（予定価格が250万円を超えないと見込まれるもの及び公共の安全と秩序の維持に密接に関連する工事であって秘密にする必要があるものを除く。）について、その発注の見通しに関する事項を公表するものとする。法及び政令の施行等に伴う関係要綱

2 公表の方法

町のホームページ等に掲載するものとし、当該事項に関する取りまとめは産業課において行うものとする。

3 公表する具体的事項等

(1) 発注の見通しに関し公表する具体的事項は、次のとおりとする。

(ア) 入札及び契約の方法

(イ) 工事の名称、場所、期間、種別及び概要

(ウ) 入札を行う時期（随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期）

(エ) その他町長が必要と認める事項

(2) 前号に掲げるすべての事項について見通しの立った工事について公表するものとし、緊急的な災害復旧工事の場合、用地取得の見込みが立っていない場合、関係機関との調整、詳細設計等が終了していない場合、国庫補助等の内示が行われていない場合、工区割りすることが明らかであるものの当該工区割りの内容が未定である場合等においては、公表しないものとする。

(3) 公表時点で発注の手続きに着手済みの工事（一般競争入札にあっては入札公告を、通常の指名競争入札にあっては指名競争入札執行通知書を、随意契約にあっては見積書の徴取をした工事）については、公表しないものとする。

4 公表の時期及び期間

(1) 5月上旬及び10月上旬を目途として町長が指定した日に、当該日以後当該年度の末日までに発注が見込まれる工事について公表するものとし、公表の期間は当該年度の末日までとする。

(2) 町長は、前号に係わらず予算の補正その他の事情を考慮し、公表する回数又は時期を変更することができるものとする。

第3 入札契約過程等に関する事項の公表

1 対象工事

工事（予定価格が130万円を超えない工事及び公共の安全と秩序の維持に密接に関

連する工事であって、秘密にする必要があるものを除く。)について、その入札及び契約の過程並びに契約の内容(以下「入札契約過程等」という。)に関する事項を公表するものとする。

2 公表の方法

町のホームページ等に掲載するものとする。

3 公表する具体的事項

(1) 入札契約過程等に関し公表する具体的事項は、次のとおりとする。

(ア) 入札及び契約の方法

(イ) 一般競争入札に係る参加者の資格、当該入札に参加しようとした者の商号又は名称、これらの者のうち当該入札に参加させなかった者の商号又は名称及び当該入札に参加させなかった理由

(ウ) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由

(エ) 入札結果

(オ) 低入札価格

(カ) 低入札価格調査結果の概要

(キ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所並びに当該契約に係る工事の名称、場所、種別及び概要並びに当該工事の着手時期及び完成時期並びに契約金額

(ク) 随意契約の相手方を選定した理由

(ケ) 契約変更(継続費等による年割額のみの変更に係るものを除く。)した場合の変更理由並びに変更後の工事の概要、完成時期及び契約金額等

(コ) その他町長が必要と認める事項

4 公表の時期及び期間

契約(前項第1号(ク)の事項にあつては、変更契約)を締結したときに遅滞なく公表するものとし、公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

5 その他留意事項

入札契約過程等に関する事項の公表を契約後とすること等に伴い、指名した者の商号等の契約前の公表(いわゆる指名業者の事前公表)は廃止するとともに、現場説明についても、大規模かつ技術的難度の高い工事で設計図書等の閲覧等のみでは見積りが困難と認められるものを除き、行わないものとする。なお、やむを得ず現場説明を行う場合であっても、その時期は入札公告後指名競争入札執行通知書前とし、説明要求があった者ごとに個別に行うこととする。

第4 入札参加資格等に関する事項の公表

1 公表の方法

建設課内において閲覧に供するものとする。

2 公表する具体的事項

入札参加資格等に関し公表する具体的事項は、次のとおりとする。

(ア) 入札参加資格

(イ) 入札参加資格者名簿

(ウ) 指名競争入札参加者の指名基準

(エ) その他町長が必要と認める事項

3 公表の時期及び期間

2に掲げる事項を定めたとき又は作成したときに遅滞なく公表するものとし、公表する期間は、当該事項の有効期間内とする。

第5 その他入札契約に関する事項の公表

第2から第4までの事項のほか、町長が入札契約に関し必要と認めた事項（要綱、要領等）について、第4に準じて公表するものとする。

第6 閲覧所の運営

1 閲覧所の運営

- (1) 閲覧所には、閲覧所、閲覧コーナー等と掲示し、当該閲覧所に閲覧資料を綴じたファイルを置いて、閲覧に供するものとする。また、閲覧所の運営については、次のとおりとする。なお、他の資料の閲覧に係る閲覧所との併設も差し支えないものとする。
 - (ア) 閲覧の時間は、小坂町職員服務規程により定められた職員の勤務時間とする。
 - (イ) 閲覧所は、土曜日及び日曜日、祝日法の休日及び年末年始の休日を定休日とするほか、閲覧に供する資料の整理その他必要がある場合は、臨時休日の設定又は閲覧時間の短縮をするものとし、その旨を閲覧所に掲示するものとする。
 - (ウ) 閲覧は、無料とする。
 - (エ) 閲覧者に対しては、閲覧資料の外部持出しを禁止するとともに、係員の指示に従わない場合、閲覧資料を汚損し、若しくは破損し又はそのおそれがある場合等は、閲覧の停止又は禁止をするものとする。
- (2) 閲覧者等からの閲覧資料に係る複写の要求には、応じないものとする。

附 則

この取扱いは、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成28年12月1日から施行する。